

**令和6年度（令和5年度分）
志學館大学自己点検・評価報告書**

令和6年6月

志學館大学

令和6年度(令和5年度分)志學館大学自己点検・評価報告書

本学では、学園の「自己点検・評価に関する規程」、学則及び内部質保証のポリシーの下で、「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」を定め、自己点検・評価のPDCAサイクルとロードマップを定義し、年度を単位とする定期的な自己点検・評価を実施している。

この制度は、大学の①中長期計画の中の単年度計画の点検、②改革総合支援事業等（以下、「支援事業」という。）に係る点検、及び③認証評価に係る年度点検、これら3つの点検評価を統合的に実施することで、自己点検・評価の確実化、効率化を図っている点に特徴がある。具体的には、3つの点検評価を一つの表に統合し、中長期計画を軸にして改革総合支援事業の要求事項を勘案しつつ毎年度途中に中間点検を行うとともに、年度末に年度計画の達成度を評価する。それを認証評価の基準、項目、視点と照合しつつ、大学運営の質の向上を検証してきた。

令和3年度（2021年度）は第3期認証評価受審の年であったと同時に、次期中長期計画（以下、「第4次計画」という。）策定の年でもあったため、当該期間の全体的、包括的なレビューが必要であった。従って、令和3年度に作成した自己点検・評価報告（注；令和2年度分の評価）では、第4次計画を視野に入れた形で整理した方が有意義であると判断し、令和2年度の点検・評価を含め、当該期間を通した全体的、包括的レビューの結果を高等教育評価機構の第3期基準項目に準拠する形で取りまとめた。

令和4年度（2022年度）の自己点検・評価報告（注；令和3年度分の評価）にあっては、令和4年度が第4次計画のスタートの年に当たるため、計画の遂行及び各種取組の開始に際して、それら取組の背景等を把握しやすいように、認証評価項目ごとに、問題点や不十分な点のみを、中長期計画、支援事業に係る点検結果を踏まえつつ記した。

令和5年度（2023年度）自己点検・評価報告（注；令和4年度分の評価）では、これを踏襲し、問題なく実施できている箇所は、項目番号とともに省略し、問題点や不十分な点のみを記した。ただし、令和4年度を取組により、改善された箇所や進捗が見られた部分は記載し、改善の進捗を把握した。

以下に示す、令和6年度（2024年度）自己点検・評価報告（注；令和5年度分の評価）の記載方針は、これらの踏襲を基本とした。ただし、第4次計画（6カ年計画）は、3年経過時点で上半期の総括的レビューと下半期に向けた計画全体の見直しを行う中間点検の実施を内包しており、令和6年度末はこの折り返し地点に当たる。従って、本報告の取りまとめ時点（2024年6月）で、この間の学長交代や大学を取り巻く状況の変化等を受け、第4次計画下半期に向け、計画の修正等、すでに見えている部分もあることから、本報告では一部、中間点検を見据え、これらを意識した記載になっている。加えて、同様の理由から、問題なく実施できている箇所であっても、効率的な中間点検のために、必要に応じて、進捗状況を記載したところもある。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

①意味・内容の具体性と明確性、②簡潔な文章化、③個性・特色の明示

第4次計画では、全体を統べるスローガンとして、「責任ある大学、信頼される大学」を掲げ、変化に対応しながら、「地域重視」と「コンプライアンスと誠実性」を強く意識した大学運営の姿勢を明確に示した。その中で施策「学生を自立させる風土と方策の構築」を掲げ、

広報の各所で謳っており、父母等に対するスピーチでも強調しているが、方策といえるほどには至っていない。ただし、社会的・職業的自立に関するキャリア支援体制は整っている（2-2-①）。

HPの多言語化は進んでいなかったが、近年のAI翻訳技術の進展を踏まえ、日本語ページの一層の充実に注力する事でこれに代える旨、学長方針が示された（2024年度冒頭）。

④ 変化への対応

学校教育法以下、各法令等に適合する学内制度の整備に向け、令和4年度改正大学設置基準（以下、「設置基準（R4）」という。）については、主に学園本部で対応を進めている。

高校教育課程の変更を受け、入試制度変更（科目名称等の変更）を行った。

新しいデジタル技術の活用による教育における新たな価値創造を遠景に見つつ、社会的要請に対応し、数理・データサイエンス・AIへの関心・理解・活用能力を持つデジタル人材の育成を目的とした体系的教育の実施を検討するDX推進チームの立ち上げを決めた。2024年度から実装した（3-2-⑤、4-2-②、4-4-③）。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

① 役員、教職員の理解と支持

第4次経営計画マニュアルを作成し、共有している。これにより、使命・目的及び教育目的を承けて策定された中長期計画の背景や意図について、教職員の共通理解を進める基礎は固めてある。当該マニュアルを用いながら行う、第4次計画の実行、点検、評価には各担当部署でほぼ全ての教職員が関与している。年度点検を行いながら、上半期終了時点で中間点検を実施する（6-2-①）。

② 学内外への周知

使命・目的から各種ポリシーに至るまでの本学の戦略的方向性について、産業界、高校教育界、ステークホルダー等を含む学内外に対して、誠実かつ確実に情報提供し、支持が得られるよう、コンプライアンス重視の広報の整備をさらに進める必要がある。

学校教育法で定められた情報公表等を確実にを行う広報・情報管理体制は未だ十分とは言えない。ただし、これらへの対応を含め設けられていた広報・情報発信管理会議を、2023年4月、募集対策を含め、情報と各種取組の戦略的管理と機動的運用を行う会議体（緊急対策会議）へと学長主導で改組した。設置基準（R4）に示された「社会に開かれた質保証」を進める上でも、その礎となる取組と評価できる。

④ 三つのポリシーへの反映

点検評価に基づき改定がなされる「三つのポリシー」に関する運用・管理方法を整理し、その整合性・有効性の検証・改善の実効性、効率化を高めた。

大学DPを整理、改定し、これに合わせて学部DP及び学科DPの改定を行った。これは次期（第4期）認証評価で重点化される見通しの「自己点検結果に基づく改善の評価と公表」に該当する好例となる。

2-1. 学生の受入れ

① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

多様な背景を持つ学生の受入れへの配慮を進め、APを改定し、2023実施分の入試から地域特待と連動した「離島枠（学校推薦型選抜Ⅱ期地域枠制）」を新設した。当該選抜の目的や評価する能力、期待する成果・効果及び実施する合理的理由をHPで公表した。

支援事業での学力の三要素の重視等に鑑み、APの継続的検討と志學館大学アセスメントポリシーを踏まえた現行APの有効性の検証が今後も必要である。

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学力を多面的・総合的に評価する選抜制度の検証・改良に向け、募集制度の継続的点検と整備を進めている。入試問題の作成は全面的に大学自らが行っていることに変化はない。

APと入学者選抜の整合性の検証を行い、APの改正を行った。

調査票記載事項の配点等を検証・改善し、APに沿った選抜に向け、合否判定資料の信頼性及び妥当性を高めた(2-1-①)。

2022年度までに小論文作問の全学体制を構築し、作問の確実化と質の保証制度がほぼ完成した。これを継続し、引き続き小論文問題の評価基準の示し方や解答参考例などを高校に提示した。

一般選抜(前期)を3科目から2科目に変更した。一般選抜英語の難易度調整(平均60点程度化)に関する検討を行うことを決めた(2-1-①)。

支援事業で、数理・データサイエンス・AIを応用できる力を判定するため、文理を問わず「数学」又は「情報」の試験問題を出题することや資格・検定試験等を活用することが求められている。共通テスト利用型の選択科目に「数学」があるが、必須化には道筋が立っていない。その是非を含めて検討が必要である。

支援事業で、英語の総合的な英語力(4技能(読む, 書く, 聞く, 話す))の評価を行うことが求められていた。2種類の英語外部試験利用型入試の導入を決め、概要をHP発表した。2025年度(R7年度)入試(2024年度実施)から実施する。そのうちの1つは一般前期に「英語民間試験利用型(特待選抜)」を設け、文科省例示試験の「B1」基準で「見なし満点」とする制度で、いま1つは、共通テスト利用型選抜で、外部試験の成績に応じて得点を加算する方式(具体的加算内訳は2023年度中にHP公表済み)のものである。

支援事業で、多様な背景を持った学生の受入れに配慮した選抜(地域枠, 離島枠等)を行うとともに、当該選抜の目的, 評価する能力, 期待する成果・効果及び実施する合理的な理由を公表することが求められていた。先述の通り, 同趣旨のAP改正を受け, 2024年度(R6年度)入試(2023年度実施)から, 学校推薦型選抜Ⅱ期[地域枠制]を導入した。選抜方法及び出願時期は, 共通テストA方式と同じだが, 調査書と推薦書も求める。その目的や実施に係る合理的理由等は, HPで公表した。

入学者選抜の妥当性の検証は, 従前IR分析及び同報告書「DP達成度と入試区分分析」で行ってきたが, この検証過程に, 外部有識者の知見を活用するため, 2023年度から高等学校関係者への聞き取りweb調査を導入した。調査結果は運営会議で審議している。以後, 継続する。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(鹿児島県の高等教育機関の動向等に対応した募集戦略・企画の構築)

募集広報における「コロナ下・ポストコロナ」の意識は廃し, 学期前期の高校訪問に加え, 後期でも連携校を中心に2度目の高校訪問を行う体制を敷いた(2-1-②)。

特待制度と連動しないスポーツ総合選抜制度の広報強化, 特に「高校4分類」に従い, 推薦系率が高い高校への対人説明を強化した。心理臨床学科の新コース(スポーツ健康)への関心を反映して, 推薦系入試の受験生が増加した(2-1-②)。

編入学促進に向けた募集活動として, 県短や純短への説明を強化したが, 成果が得られるまでには至っていない(2-1-②)。

募集広報での後援会連携はコロナ禍にあって停滞していたが、2023年度には離島部での後援会総会等に執行部が参加するなど、従前の活動レベルまで回復しつつある。当該連携の募集における機能性や効果性に関する検証を含めて対応を開始する。

先述の通り、新学長体制下で、広報・情報発信推進会議は、時限的措置として緊急対策会議に改められ、募集広報活動を一元的に企画・管理した。本学の「魅力の再発信」を軸に、選択と集中による募集広報体制の再編成をはじめ、各種施策に矢継ぎ早に取り組み、所期の目的達成に貢献したと評価できる。

具体的には、持続可能な全学的な公開講座の開講、心理臨床学科に新コースの設置、人間文化学科及び法学部に新コース設置に向け道筋をつけたこと、懸案となっていたHPリニューアルを一気に進めたこと（2024年4月稼働開始）、個別相談会や大学説明会、オープンキャンパス等の充実化などである。

研究科は、学内外向けの大学院説明会をコンテンツや実施方法・体制等を検証しながら、継続的に実施している。大学院の情報発信を担う組織体の常設化の検討を始めたが、大学（学部・学科）広報との連動強化に向けた取組は、組織的には進んでいない。

（高大連携活動の推進）

主要連携高校との定期的な意見交換体制を維持している。2023年度は、本学での全体的意見交換会と個別意見交換会（高校訪問）の2回を実施した。以後この方向で検証を行いながら継続する。包括連携協定を新たに5つの高校と締結し、次年度（2024年度）には、県内離島の2つの高校と締結することで合意している。

高校側のニーズ（講師派遣や選抜等に関すること等）把握分析を受け、リクエスト講義に加え開始した「リクエストゼミ」を「総合的探究の時間への講師派遣」という形で整理し、高校側が理解・利用しやすい体制を整えた。

（法学部学科分属制度の整備）

分属制度の検証と改善に向け、過去3カ年分のデータに基づき、検証作業を継続している。

（定員管理の確実化）

2023年度に行った、選択と集中による募集・広報体制の抜本的な見直しが功を奏し、入学者数の微減傾向は底を打ったと見て取れる。ステークホルダーとの連携を含め、教職協働体制で入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努める。

予測計算手法に関する体系的なSD研修等の開催実績はない。しかしながら受験者動向の激変により、従前の予測式の精度低下に対する懸念を受け、2023年度は学長直下の緊急対策会議が定員管理に係る原案を作成し、入試管理委員会で協議する体制で対応した。

研究科では、2022年度中に定員増加の届出・手続きを済ませ、2023年度から入学定員を13名とした。国家試験出題基準等を踏まえた専門科目入試問題精度向上への取組は、十分な成果が得られていない。

2-2. 学修支援

① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

高大接続による入学前学習指導・教育の整備のために開発した指導コンテンツを検証し、「入学前講義視聴課題」の改善（設問改善や量的負担軽減のため選択肢制導入）を行った。また先に述べた通り、新たに包括連携協定締結の合意を得るなど、入学前教育連携に関する協議を行う県内高校数は順調に拡大している。

導入教育授業科目の改善と質向上のために、前年度までに行っていた「学問へのステップ」の授業内容やテキストの検証を踏まえ作成した新テキストの使用を開始した。加えて新コンテンツの実施状況を確認するとともに、担当教員配置体制を改善した。

「総合教養講座」は、本学が考える現代的教養のメッセージ性を込めた2科目（「教養としての日本近現代史」「教養としての政治経済」）へ再編し、教養基礎科目群においた（3-2-④）。

学生を孤立させない方策の構築のために、学生の居場所作り、学生が所属感を感じやすい小コミュニティ形成に向け、要支援学生を対象とした実態・意識調査を行い、現状の把握と改善案の策定に着手した。加えて、「学問へのステップ」クラス編成を軸とした適応支援制度の検討を開始した。今後の進展が待たれる。

入学手続き完了者（入学予定者）に対して配付する「入学前ガイダンス資料」は、検証と改善を繰り返しており、完成度は高まっている。入学予定者が入学前に、大学生としてのレディネスを高め、入学後の早期適応に寄与していると評価できる

学生支援に関わる部署間の連携のために、学生支援センター、高大接続教育センター及び進路支援課間で合意形成はできており、個別の情報共有は進んでいるが、組織化に滞りがある。

支援者（教職員）への支援体制の強化のために、「学生支援ハンドブック」のアップデート（2024年度改訂版発行）や合理的配慮や精神疾患・発達障害に関する教職員対象の研修会の実施など確実に進めている。

予防支援の充実のために、「心とからだの相談会」を、実施体制等検証しながら、継続して実施している。比較的健康的な学生を対象とした講演・セミナー（心理適応を図る心理教育）の開催実績もある。

学修困難者の早期発見と支援のための体制構築のために、学生支援室と高大接続教育センター間の連携体制の整備はほぼ完了し、学修放棄状態学生への直接的支援と部署間連携等により、確実に成果が出ている。ただし入学直後の潜在的不適応学生の把握が課題としてある。

父母等との面談を含む連携システムの構築はほぼ完了した。現行制度を運用しながら、レビューを進める。

大職接続教育の研究のため、卒後3年目の卒業生を対象とした卒業生調査及び就職先企業等調査を実施し、IR報告書を作成した。以後、継続する。

②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA・SA制度の点検と改善の中で、外国語科目（中国語、韓国語）及び外国人留学生特別科目（日本語、日本事情）でのSA及び留学生SAの導入に加えて、情報系科目でもSAを配置した。SAに対する事前指導、研修体制の整備を行った。院生TA制度は、安定的に運用されており、TA研修会も確実に実施されている。

要支援学生に対する学生サポーター制度は、学生支援センターによる要支援学生へのアンケート調査の実施や他学の制度視察など、継続的なメンテナンスを行う体制が整っている。

2-3. キャリア支援

①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

当該支援体制の整備は、検証と改善を確実に実施している、キャリア形成科目群、進路支援センターの各種支援体制及び進路支援プログラムで十分に達成できていると評価する。マナー講座等を含め、大学院生に対する支援体制も進んでいる。

資格教育については、資格センターが確実にPDCAサイクルを実行しながら支援体制を充実させている。2023年度は講義内容を最適化させたほか、テキストの見直しも計画通り完了した。学生への周知方法の改善にも取り組んでいる。

支援事業では、企業等と連携した多様な背景を持った学生の学修継続や卒業後の活躍推進を目的とした修学支援などの取組が求められている。企業等との連携強化を念頭に、「地域特待制度」を利用する学生の学修の充実化を図るため、中小企業家同友会と当該趣旨の取組に関する覚書を取り交わした。

社会的動向を踏まえつつ、法ビジネス学科の魅力化・特徴化を図るとともに、キャリア形成の観点からは、適切な進路指導につながる、インターンシップ制度の継続的改善が必要である。特に支援事業との関連では、安定的な長期インターンシップの機会を確保する制度構築が必要である。

2-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

AP改正を行い、入学時特待（地域特待）と連動した入試枠（学校推薦型選抜Ⅱ期〔地域枠制〕）を新設した。これに呼応させる形で、諸島部出身の学生同士の相互交流促進を企図した学生グループを立ち上げ、ピアサポート体制の強化を図る取組に着手した。地域特待制度は整っている。

大学院の特待生資格継続審査基準は規程に反映させており、本年度より実質化した。

特待生制度の継続審査の厳格化が、学修状況の改善に与える効果は、今後もモニタリングする。平成30年度に新設した離島特待生制度の有効性の検証を含め、特待制度の有効活用策策定のための分析が今後、必要である。

学生の課外活動に対する支援の適切性を評価する観点から、指定サークルの位置づけの検討は萌芽的ながら学長を中心に進行中で、新たに指定サークル監督者会議を実施した。以後常設化する。学友会の教育上の位置づけについての検討は進んでいないものの、機会を捉えて、学友会の自律化を意識した関わりに取り組んでいる。今後の進展には期待が持てる。

2-5. 学修環境の整備

① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

学園のICT整備計画に従った学内の情報基盤の更新や整備に向け、学生用iPad（教職課程や英語教室で使用）は2024年度に供用を開始する。

学生生活を支援する開放型スペースの創出及び合理的配慮に合わせた学習環境の整備、体系的な植樹や造園等は、学園全体の整備計画に沿って実施する。

② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館には、ラーニングcommonsやグループ学習室、自習室が整備され、講義や演習などで有効に活用されている。各種の図書館利用促進策（読書マラソン、本の福袋、企画展示等）を実施し、企画を継続させながら、効果の検証を行っている。

心理両センターは有効に機能し、実験室も活用されている。

実習施設の有効活用に向け、研究科で研究における心理両センター利用に関するルールを整備した。また大学院授業において検査技術試験を導入した（4-4-①）。

③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

自動ドアやバリアフリー対応トイレの敷設などはできている。利便性の向上に向けた検証と改善に努める。

④ 授業を行う学生数の適切な管理

40周年記念ホールの完成を受け、教室保有体制が大きく改善されている。

教室等の利用効率のモニタリングを継続している。時間割WGは、IR分析等を注視しながら効率的教室利用（教育効果の向上と適切なクラスサイズの管理）に向けた調整（時間割変更と教室移動等）を制度化し、年度末に確実にを行っている。2024年度は、教室収容率を100%に戻す。

2-6. 学生の意見・要望への対応

① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望等の把握は、多チャンネル方式を維持することにより、できていると評価する。意見・要望の分析、検討、活用もできている。汲み上げた意見・要望等を、学生が意見の反映を実感してもらえぬ形でフォードバックする方法の改良が課題として残っている（2-6-②、2-6-③）。

② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

合理的配慮制度のモニタリングと必要に応じた改善のために、要支援学生を対象に現在の学生支援に関するアンケートを実施した。結果を踏まえ、談話室に個人スペースを確保した。

③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各種学生アンケート等に基づき、学生の意見・要望等を把握し、適切に活用、対応していると評価する。

支援事業では、教育研究活動に学生の参画を促す仕組み、特に大学の意思決定に学生が参画する機会を設けているかが求められている。毎年、学生代表（学友会代表）と大学執行部との意見交換会を実施しており、改善に活用する仕組みができている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

DPを軸にした教育課程の組織的・体系的編成と継続的改善に向け、科目が担うDPの点検は継続的に実施している。加えて、志學館大学スタンダードを用いて、DPの達成度（学修到達度）を分析するスキームを採用し、DP及び科目が担うDP点検の基礎を構築している。

2022後期データに基づくDP達成度のIR報告書では、卒業期に未達DPの出やすい傾向（類型論的に授業科目を個々のDPに紐付けて評価した場合）にある学科を指摘した。編成会議では新科目へのDP割り振りは確実に実施している（3-2-②）。

学習支援ポータル（以下、「ユニパ」という。）上の成績確認画面で、DPの達成度をリアルタイムでモニタリングできる仕組みを導入した。学期初めオリエンテーション等、機会を捉え、学生への周知も進めている。これにより、学修成果の可視化及び現状のフォードバック、さらには学生に対するDP周知についても一定の改善があったと評価する（3-3-②）。

大学院では、大学院 DP 及び CP と教育課程の整合性・体系性の改善を進め、DP を踏まえた CP に確実に沿った、知識（講義）と技能（実習）の高次バランス化を図っている。公認心理師国家試験スケジュール変更を踏まえ、学事暦の前倒しを含め、講義は国家試験出題基準の内容をより意識したものにし、実習は公認心理師法細則で求められている時間数に収まるよう、継続的に調整している。大学院 ASP の策定は進んでいない。周知法にはなお改善が必要である（3-2-①）。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

2022 年度に学生の履修行動を分析し、共通教育・専門教育の卒業要件単位の改正を行った。この新カリキュラムは 2023 年度入学生から適用された。今後、新しい卒業認定基準が学生の履修行動に与える影響等の経時的モニタリングが必要である。

単位認定制度の検証と実質化を進めるため、各科目シラバスの到達目標の記載法の改善を計画しているが、進んでいない。また科目担当教員によって設定されている成績評価基準が DP を踏まえているかについては努力義務レベルに留まり、組織的な検証は進んでいない。

研究科では、2022 年度に修士論文判定基準を明確化し、副査制度を実質化した。加えて院学則改正に伴い単位認定基準を整理した。実習評価制度（実習単位認定）を整えた（3-1-③）。

支援事業では、教育の質保証に向けたシラバスの確実化が求められているが、シラバス作成要領のアップデート等は学務委員会が、記載内容のチェックはシラバス点検委員会が、それぞれ確実に行っている（3-1-③）。

③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳格な適用

卒業認定基準、修了認定基準は、学部、研究科ともに、共通の基準により厳正に運用されている。基準は学生便覧に明記し、学生に周知している。

学修時間の確保（授業外学修の推進）のための取組の成果は十分ではない。FD・SD 活動のナイスティーチャー講演では、学修時間確保等に重点化して取り組んでおり、教員個々の積極的な取組も見られるが、学生調査では微増微減が続いている（3-1-②）。

ボランティア活動単位認定制度の検証と改善は引き続き必要である（3-1-②）。

単位の实質化に向け、共通教育の見直しの中で、CAP 制度を検証し、2022 年度にはキャリア系科目の CAP 算入を決めるなど、厳格な運用を進めている。

支援事業では、GPA 制度の導入及び活用が求められている。その中で特に進級判定、または卒業判定への GPA 活用については、検討を始めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

運営会議を中心に三つのポリシーのメンテナンスを行う中で、CP の点検保守を確実にしている。周知方法にはなお改善が必要である。

② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

2021 年度卒業生を対象に実施した卒業時アンケート（DP 獲得実感）や教養教育に関する分析に基づき、共通教育と専門教育の連続性、現代的な教養教育の充実に力点を置く新カリキュラムを、2023 年度入学生からスタートした（3-2-③）。2022 年度卒業生に対する卒業時アンケートは確実に実施している。

③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

法ビジネス学科の魅力化も視野に、学科専門科目として、Society 5.0 基礎プログラムと連動する企業・産業実データ分析科目2科目（「ビジネスデータ分析1」「同2」）の2024年度開設に向け、教員配置等体制整備を進めた（1-2-⑤、2-1-③）。

国家資格教育の検証と改善を進める中で、公認心理師課程の改善に向け、実践コースの3年生・4年生とも、年2回の修学面談時に資格取得や院志望について、一定のフォーマットで聴取を継続している。また、大学院進学せず実務経験により資格取得を目指す学生に対する支援については、国が指定する該当実習施設が全国で9カ所とごく限られており、当該道筋は現実的ではないため、取組を一旦停止する。外部環境の変化（実習施設増加等）があれば再開する。

教職課程の自己点検・評価を実施し、外部評価に基づく改善点の把握を行った。特にICT活用教員の養成が喫緊の課題である（6-2-①）。

支援事業で、教育の質向上のために、実務家教員に、教育課程編成への参画、大学教員として必要となる教授法等に関するFD等を受講させること等が求められている。問題なく実施できている。

④ 教養教育の実施

教養教育の充実には2023年度導入の新カリキュラムを特徴づける大きな柱である。2つの全学横断・縦断型教育プログラム（文理融合型プログラム：ESDプログラム、Society 5.0 基礎プログラム）を確実に実施している。両プログラムの修了証発行制度を検証し、改善・整備を進めた。

数理・データサイエンス・AI教育の充実に向け、共通教育科目第4群及び該当する専門教育科目の充実化を図るため、情報系教員の新規採用を決め、2024年度に着任した。また「学問のへのステップⅡ」を「情報リテラシー教育」を担う科目、「情報技術演習」を「数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）・AIに関する授業科目」と位置づけた。いずれも全学必修である。支援事業に対応している。

また新カリキュラムでは、卒業要件単位数の割り振りを見直し、共通教育科目の要卒単位数を2単位増やすと同時に、共通教育科目及び専門科目を問わず要卒単位数に算入できる単位区分を確保した。これにより、共通教育と専門教育間の連続性が一層担保され、学生の学びの自由度は大きく高まった。

⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

精神保健福祉士課程の改善に向け、コース学生の資格取得過程を含む教育内容の分析・検証を継続的に行っている。結果は紀要にまとめている（3-2-③）。

学修時間確保を含めた能動的学修（アクティブ・ラーニング（以下、「AL」という。))の推進とこれに向けたコンセンサス醸成のために、授業評価の個票配付やIR報告書等で啓発、動機づけを図っている。支援事業ではAL導入科目の開講率が問われているが、この基準は十分に満たしている。

教職課程では、ICT関連新科目開設義務化に伴う施設・設備面での対応が必要だが、十分ではない（2-3-①、2-5-①）。

支援事業では、ICTを活用した質の高い教育を実現するための全学的な計画が求められている。第4次経営計画マニュアルに当該計画は示しているが、今後必要に応じて見直しと改善が必要である。

3-3. 学修成果の点検・評価

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-1-①で述べた通り、志學館大学スタンダードに従った学修達成度を分析し、継続的に IR 報告書を作成している。2023 年度は年度末データを使用した。以後、継続する。志學館大学 アセスメントポリシーの在り方に関する議論は成熟していない。

ディプロマ・サプリメント (DS) の点検と充実の一貫として、学生向けにその目的や活用法の周知が十分ではない。『学生便覧』や『学生生活への手引き』への掲載や各種オリエンテーション等でのアナウンス実施を念頭に準備を進める必要がある。DS を必要時に発行 (受領) できるように規程の改正は完了している。ESD プログラムや Society5.0 基礎プログラムをはじめとして、単位修得以外の活動等の DS 記載情報の収集システムの整備が課題である (3-3-②)。

教育研究上の目的及び三つのポリシーの整合性・有効性についての検証と改善のために、過年度卒業生及び就職先企業等からの意見聴取アンケートを実施し、IR 報告書にまとめ、逐次検証しながら、資料を蓄積している。

FK テストの内容と設問構造の検証と改善への取組は継続している。回次により得点分布が大きく異なる問題点が改善されているかは今後検証する必要がある (2-2-①)。

支援事業で、学生の課程全体を通じた成長実感や満足度等について測定するため、卒業時のアンケート調査等の実施と結果の公表が求められている。先述の通り、確実に実施しており、検証と改善に活用している。結果を受け、DP の改正につなげた事例もある。

② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

より高度な SD 研修等の機会を増やし、教職員の IR リテラシーの向上を図り、同時に大学構成員の幅広い参画を得るために適切なフィードバック方法及びその高度化を検討することが課題である。

支援事業で、学生の学修成果の可視化や学修等の動機付けのために、単位認定や卒業判定とは別の手法を用いた学修生の把握と教育活動の見直しへの活用が求められている。3-1-①で述べた通り、ユニパ上で学生は、自らの DP 達成度をリアルタイムでモニタリングできる仕組みを導入している。全学的なデータを抽出することにより、DP 及び CP の点検と改善に活用する仕組みは整っている。志學館大学スタンダードとの組み合わせで、教育内容やその方法、学修指導等への改善につなげる。

支援事業で、学修歴証明のデジタル化が求められている。2023 年度にデジタルバッジ制度を導入した。運用制度の精緻化が課題である。

4-1. 教学マネジメントの機能性

① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

2022 年度に大学管理運営の確実化に向けた体制整備のために、大学運営会議とセンター、委員会等の報告・連絡等体制の確立を企図し、拡大改革推進会議を常設化した。2023 年度は学長のリーダーシップのもと、この改革推進会議制度の検証を行い、一層の実質化と有効的活用に向けた改善が図られた。年間計画に沿った改革推進会議の開催、各部署による検証報告など、実質化が進んだ。PDCA の「C」が機能している。

大学院では、研究科長直下の WG 制度は継続した上で、研究科教務委員会を設置している。研究科の安定的運営に寄与していると評価する。2023 年度は、研究科実習 WG を実習担当者体

制に移行させるための各所各種調整、準備を行った。また大学運営会議と研究科委員会間の報告・連絡等体制の検証と確立に向け、研究科委員会での議決事項を大学運営会議で審議する体制を確実化している。

② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学部・研究科のオートノミーの構築、あるいは教育の質保証に向けた学部・研究科の責任・権限の明確化という観点からは、例えば、人間文化学科及び法ビジネス学科の新コース構想検討にあっては、理念・ビジョンからその实际的、現実的具現化に係り、学長と学部長、学部と学科、さらにはその構成メンバーへと、責任と権限を適切に明確化しながら、縦横の効率的な往還によって、短期間で成果を得ている。これは、学長あるいは大学（学園）執行部のビジョンが、成員間のコンセンサスを得ながら高次に結実した好例であり、本学の教学マネジメント体制は、学長及び学部長のリーダーシップのもと、適切に機能していると評価する。

研究科では、既述の通り、WG制度の導入と研究科委員会での報告・審議体制により、学長から研究科長へと続くガバナンスのもと、カリキュラム編成や学事進行等の適正な管理が図られている。

大学管理運営の確実化に向け、教員エフォート把握のための学部長による教員業務点検制度の実質化が課題であった。2024年度冒頭に、学長主導で業績評価制度を見直し、規程（実施要領）の改定、手順の明確化等を進めた。2023年度分の業績評価（2024年度実施）から適用する。

③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局組織の機能性の検証と効率化に向け、現行業務体制の検証と改善を進めている。学園全体の動きに配慮しながら、特に人的エフォート削減に向け、自動化等による効率性向上を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

転換可能な定員が生じたときを捉え、教員配置を検証し、教学活動の有効化を図り、同時に専門教育カリキュラムの改善・整理を確実に進めている。2023年度は心理臨床学科新コースの設置及び教職課程の充実を視野に入れた教員確保を行い、また法ビジネス学科の魅力化と数理・データサイエンス・AI教育の充実を見据えた教員配置に向けた道筋を着け、2024年度に当該教員が着任している。

教員業績評価申告票に基づき、教員の教育に係るエフォートの分析は継続的に行っている。

施策として、「時間割・固定研修日制度の見直し」を掲げていたが、このうち固定研修日制度の見直しについては、2023年度に労務制度改正により制度が廃止され、解消をみた。授業分散を図る時間割の見直しは、時間割WGが取り組んでいる。2023年度は、2024年度カリキュラム開講に向け、1年次選択必修科目と共通教育科目の同一コマ内での科目概要の重複を解消するために科目移動を行っている。

4-3. 職員の研修

① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

SD活動の充実も見据え、FD・SD推進委員会が立ち上がっている。今後、各取組みの検証に加えて、大学独自（大学院運営に係る研修を含む）のSD活動の充実が望まれる（3-2-⑤、4-2-②）。

新任教職員研修制度の実施と検証は確実にを行っている。年度末に当該年度新任者（新任者として1年経過した者）からの新任者研修に対するフィードバックを得て、これを次年度に活かす仕組みが定着している（3-2-⑤、4-2-②）。

4-4. 研究支援

① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境・支援の充実に向け、両学部研究推進委員会を組成し、学部特性に合わせた研究推進と研究倫理遵守を取組の両軸としながらも、臨機応変に両学部合同の会議体を持つなど、両学部間で機動的に連携していく体制に道筋を着けた。

法学部では、2024年度後期に出版予定のテキストの準備を進めている。

学部間研究発表会、あるいはアカデミックカフェに繋がる企画は進んでいないが、教員の個人研究を紹介するFD研修会を開催した。これを以後、継続する。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

公正な研究実施の検証体制の構築に向け、研究倫理審査制度の一部を学部研究推進委員会の所掌にしている。人間関係学部では、公正な研究推進体制の整備は完了した。今後、実働させながら検証等行う。研究倫理審査では予備審査制度を改善し、効率化を図っている。法学部での研究推進体制の検討は未着手で、次年度に具体的に着手する。

公正な研究のための啓発・研修活動は、コンプライアンス啓発活動として年間4回を目標に取り組んでいる。

大学院では、研究倫理関係の規程類はできている。研究倫理審査関係は問題なくできている。院生への啓発・研修活動は定例化して実施できている。

③ 研究活動への資源の配分

学長裁量経費による研究奨励・支援として、学科専門分野教科書出版援助は学部研究推進委員会で進めている。学会誌論文投稿費等に対する援助は、制度構築に向け、教員業績評価の中で論文投稿実数と推移のモニタリングを続けているが、具現化には至っていない。科研費応募推進策については、これまでの効果と申請受付方法を検証した。

2024年度からは、特定課題領域（DX推進（ICT教育）と地域課題）を設定し、焦点化する予定である。

5-1. 経営の規律と誠実性

① 経営の規律と誠実性

コンプライアンス制度に則った校費等執行の厳正な管理等に向け、運営会議や教授会等の機会を捉えた事案発表や学内掲示等による啓発キャンペーンを継続的に実施中である。

ハラスメント防止体制の整備の観点から、運営会議や教授会等で、他学事例等をひき、適宜、注意喚起・意識向上の呼びかけを継続している。

② 使命・目的の実現への継続的努力

3-3-①で述べたとおり、大学の使命・目的、学部、学科の教育研究上の目的の実現に向け、過年度卒業生及び就職先企業等からの意見聴取を実施し、資料を蓄積している（1-2-

④, 1-2-⑤, 3-3-①, 3-3-②)。三つのポリシーとの整合性の検証を行いながら、使命・目的の実現のために不断の努力が必要である(1-2-④, 1-2-⑤, 3-3-①, 3-3-②)。2023年度は既述の通り、教育研究上の目的から3Pの整合性について点検し、3つのポリシーを改正した。

5-4. 財務基盤と収支

① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学による人件費の基礎的管理の制度化に向けた、現行の人件費予測・管理手法の維持は、学園本部の所管として集約しているため、設置校ごとの管理は不要とする(5-4-②)。

② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

4-4-③で記した競争的資金の獲得等に加え、寄付金額の増強に繋がる施策に取り組むなど、学生納付金以外の収入を安定的に確保できる体制を構築する必要がある。

5-5. 会計

① 会計処理の適正な実施

補助金研究費(競争的資金と学内配分)の不正使用対応要項等は整備している。コンプライアンス研修を実施している。

コンプライアンス制度に則った適正な予算執行体制の継続的改善に向け、サークル監督協議会にて会計の徹底等周知等を継続している。

6-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証制度の深化、特に内部質保証ポリシー実現に向けた自律化とエフォート軽減を一層進めるために、企画、実施、点検、改善のルーチン化・可視化に向けた制度点検が不断に必要である。新しい中長期計画は三つの点検・評価を基に作成したので、特に認証評価対応は含まれており、負担軽減につながっている。ただし、支援事業対応は、今後もある程度独立した活動が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

1-2-①でも記載したとおり、使命・目的及び教育目的を承けて策定された中長期計画の背景や意図について、教職員の共通理解を進めるために、第4次経営計画マニュアルを作成している。年度末の点検のための、年度中間点検は確実に実施している。2023年度に本格始動した学長の新機軸は、第4次計画の上半期終了時点で実施する中間点検を踏まえ、下半期計画以上に反映させる。

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IRは現在の活動度で維持する。定常化に向け、年間スケジュールを示すと共に、マニュアル類作成の準備を進め、具体的手順書はほぼ完成した。

支援事業で、IR情報を活用し、教育課程の適切性の検証と教育改善を行うサイクルの運用が問われている。次項でも触れるとおり、質保証制度とPDCAサイクルは機能している。

6-3. 内部質保証の機能性

① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」で内部質保証のための大学全体の PDCA を定義している。大学運営会議による plan に各学部長及び研究科長が参加、do に学部、学科、研究科を含む各級組織が参画し、check には各種センター・委員会の長が参画する大学改革推進会議が当たることで、大学全体から学部、学科、研究科及び各種センター等までを含む PDCA になるようにしている。これにより内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立は達成できていると評価する。

第 4 次計画の特徴の 1 つは、教育の質保証（教育の改善、質の向上）への注力にあるが、そのために今後特に、学部、研究科等の企画力を高め、PDCA のうち、現在主に大学運営会議が担っている plan プロセスへの、学部、研究科の参画度を高める必要がある。

第 4 次計画を踏まえた「三つの点検評価」ファイルの更新を確実にを行っている。大学改革推進会議を通じた中長期計画の中間点検、年度点検制度・体制は確立している（6-1-①）。

その他（特記事項関係）

①社会連携の推進

社会連携センター活動の検証と改善を進める中で、地域ニーズと学内シーズの把握による人的資源を可視化・発信する方策を検討し、公開講座「おとなの教養講座」を実施した。本学の学術シーズの地域発信に寄与した。以後、検証、改善しながら継続する。

地域課題を意識した授業・活動を推進する中で、「産官学連携 DX 推進シンポジウム」を実施した。

本学の教育課程への社会人学生受け入れ（科目等履修生、研究生を含む）の促進に向け、受け入れ制度の広報強化を掲げている。学び直し・リカレント教育については今後大学改革の視点で、継続的な検討が必要である。

地域連携に関する効果的な広報によるプレゼンスの向上に向け、社会連携関連 HP のデザインや構成の更新を図っている。2023 年度は、地域連携イベントを中心に情報発信アップデートの迅速化と情報量の増加に努めた。鹿児島市・中小企業基盤整備機構主催の「未来起業家応援セミナー」などでは大学インスタも活用して発信した。

地域と共に成長する教育の実質化に向け、学生の学びの機会創出に繋がる自治体等との連携事業は、新規事業も含め、確実に実施している。

社会連携活動による学修成果の把握していくために、ボランティア公欠をとった学生を対象に活動内容を検証が必要である。社会連携活動による学びの実態把握方法が課題であり、今後エビデンスを蓄積しながら、制度設計につなげる。

地域社会のニーズを汲み取った大学運営を進めるために、本学の教育・研究活動への評価聴取機会の充実を掲げるも、中小企業家同友会との意見交換を中心に実施することとし、連携している外部組織を評価者として期待しないことを決めている。

連携機関との定期的情報交換の場の強化に向け、協定締結先と年度内の活動を通じて、個別の協議を確実に実施している。